




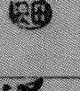


発	昭和四七年九月一日	内閣府	統第一四三号	署名	殊
計	省令第 上号			大臣	
決	昭和四七年九月八日	大臣會議	昭和四七年九月八日		
送	昭和四七年九月八日	閣議	昭和四七年九月八日		

長官  次長  第二部長  事務官   
 参事官  総務主幹 

**別紙内閣総理大臣請議 首都圏整備法  
 施行令等の一部を改正する政令案**

を審査したが、右は請議のように閣議決定されて  
 よいと認める。

政 令 案

内閣法制局

提案附せんのおり

3

1972/10/18 金沢市 600円 貯金

547

梅田参事官

閣議  
47年 7月 11日

47首相閣議第398号-2  
昭和47年7月14日

内閣總理大臣  
田中角栄殿

内閣總理大臣  
田中角栄

首都圏整備法施行令等の一部を改正  
する政令について

閣議政令を制定する必要があるので、別紙政令案および  
理由を添えて閣議を承めます。

0.00  
19  
7月11日

裏面白紙

47.9.16

首都圏整備委員会

96

政令第 号

首都圏整備法施行令第 号の一部を改正する政令案

内閣は、首都圏整備法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに首都圏整備法（昭和三十二年法律第八十三号）第二条第三項並びに首都圏の既設市街地における工業帯の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）第二条第五項、第三条及び第八条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（首都圏整備法施行令の一部改正）

第一条 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表に掲げる区域」を「武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち別表に掲げる区域を除く区域」に

改める。

別表を次のように改める。

別表

市 名	区 域
三鷹市	北野一丁目から四丁目まで、新川一丁目、中原一丁目、二丁目及び四丁目並びに大沢二丁目から六丁目までの区域並びに新川四丁目、中原三丁目及び大沢一丁目のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域
	神奈川区（菅田町及び羽沢町のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域）
	港南区（野庭町及び日野町のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域）

保土ヶ谷区（新井町及び上菅田町の区域並びに今井町のうち  
首都圏整備委員会が定める区域）

旭区（今宿西町、大池町、金が谷、上川井町、上白根町、川  
井宿町、川井本町、桐が作、佐野台、下川井町、巻部町、都  
岡町、中尾町、中希望が丘、東希望が丘、南希望が丘及び矢  
張町の区域並びに今川町、今宿町、今宿東町、柏町、さちが  
丘、白根町、中沢町、二俣川一丁目及び南本宿町のうちそれぞ  
れ首都圏整備委員会が定める区域）

観子区（氷取沢町及び峰町の区域並びに上中里町及び栗木町  
のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域）

金沢区（騎鳥町の区域並びに朝比奈町、乙畑町、益利谷町及  
び六浦町のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域）

横須賀市

港北区（牛久保町、大瀬町、勝田町、北山田町、すみれが丘  
夢ヶ崎町、中川町、東山田町及び南山田町の区域並びに新吉  
田町及び新羽町のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区  
域）

緑区（青砥町、青葉台一丁目及び二丁目、市ヶ尾町、美しが  
丘一丁目から五丁目まで、梅が丘、荏田町、横が丘、大瀬町、  
大瀬町、折本町、恩田町、上山町、上谷本町、鴨志田町、川  
和町、北八潮町、鉄町、黒須田町、小山町、板台、さつきが  
丘、寺沢町、下谷本町、しらとり台、台村町、田奈町、たち  
ばな台一丁目及び二丁目、千草台、つつじが丘、寺山町、十  
日市場町、長津田町、中山町、奈良町、成合町、新治町、西  
八潮町、白山町、源が丘一丁目及び二丁目、松風台、三保町、

も丸ぎ野、元石川町並びに若草台の区域並びに池辺町、鴨居町、川向町、住江戸町及び東方町のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域)

戸塚区(飯島町、和泉町、岡津町、影取町、登間町、飯治ヶ谷町、桂町、金井町、上飯田町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷町、小雀町、下飯田町、新橋町、田谷町、長尾台町、中野町、原宿町、東保野町、深谷町及び俣野町の区域並びに上矢部町、川上町、汲沢町、品濃町、下倉田町、戸塚町、中田町、長沼町及び名瀬町のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域)  
瀬谷区

高津区(長沼二丁目及び四丁目の区域並びに菅生、平、長尾向ヶ丘、土橋、有馬、野川、宮崎、長沼一丁目及び三丁目並

日本国政府

びに久米のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域)

川崎市

多摩区(寺尾台一丁目及び二丁目、三田一丁目から五丁目まで、高石、百合丘一丁目から三丁目まで、細山、千代ヶ丘一丁目から七丁目まで、金程、上郷生、片平、五力田、古沢、万福寺、東木、黒川、下郷生、玉禅寺、早野並びに同上の区域並びに菅、上布田、壘戸、横河原及び生田のうちそれぞれ首都圏整備委員会が定める区域)

川口市

上青木町二丁目から五丁目まで、前川町一丁目から四丁目まで、赤井、東本郷、蓮沼、江戸袋、前野宿、東長瀬、大竹、峯、新堀、柳松、根岸、在家、道合、神戸、木倉呂、東内野、源左衛門新田、石神、赤芝新田、西新井宿、新井宿、赤山、芝中田町一丁目及び二丁目、芝新町、芝、伊鳩、御崎、小谷

場、安行原、安行領家、安行慈林、安行、安行青岡、安行藤八、安行吉原、安行北谷、安行小山、安行西立野、戸塚、西立野、長瀬新田、久左衛門新田、藤兵衛新田、行衛並びに楚園、上坂

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ昭和四十七年九月一日にかける行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部改正)

第二条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令(昭和三十四年改令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

法第三条の政令で定める区域は、東京都の特別区、武蔵野市、三郷市、横浜市、川崎市及び川口市の区域に関する区域とする。

第五條中「第八條第一項第四号」を「第八條第一項第三号」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

別表第一及び別表第二を削り、附則の次に別表として次のように加ふる。

別表

工場の種類	基準面積
主として次の各号に掲げる事業を営む工場	
一 精米業	
二 米菓製造業	
三 生めん製造業	

<input checked="" type="checkbox"/> 四 豆腐又は油あけの製造業 五 印刷業（膠字印刷業を除く） 六 製本業 七 印刷物加工業 八 厚紙製紙業（厚紙種字業を含む）	千平方メートル
<input type="checkbox"/> 付に掲げる工場以外の工場	五百平方メートル

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和三十七年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

日本国政府

*（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）*

第四條 *（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和三十九年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。*

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、首都圏整備法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十七年十二月一日）から施行する。ただし、政令の規定は公布の日から施行する。

*（首都圏整備法等の一部を改正する法律の施行の日）*

2 この政令による改正後の首都圏整備法施行令別表において首都圏整備

196  
5月

17

委員会が定めることとされている区域は、この政令の施行前に、首都圏整備委員会が定めて官報にこれを告示するものとする。

(標準律條)

3 この政令の施行の日から起算して、次の各号に掲げる区域の区分に依り、それぞれ当該各号に定める期間内に限り、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律第八号第一号第三号の政令で定める場合は、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令第五号各号に掲げる場合のほか、当該制限施設の新設又は増設が都市環境の著しい悪化をもたらしこととならないと認められる場合とする。

- 一 この政令の施行の際新たに工業等制限区域となつた区域 五年
- 二 この政令の施行前に工業の用に供する目的をもつてする増立てとして公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の免許があり、

日本国政府

この政令の施行の日以後に同法第二十二條の<sup>（地）</sup>功認可のあつた埋立地に係る区域 八年

4 この政令の施行の日以後に公有水面埋立法第二十二條の<sup>（地）</sup>功認可のあつた埋立地、工業の用に供する目的をもつてする増立てとして同法第二條の免許のあつたもののうち、この政令の施行前に国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條第二項の規定に基づき政府が保証した地方債を財源として、その増立てが行なわれたものに係る区域は、この政令の施行の日から起算して六年間は、工業等制限区域に含まれないものとする。

5 前項の六年の期間経過の際、同項の規定により工業等制限区域に含まれないこととされた区域のうち、その期間の経過後もなお工業等制限区域とすることが相当でないと認められる区域がある場合における当該



区域の七〇條の取捨に就いては、別に政令で定める。

山 小 川 政 令